



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政管理課) 2
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (行政管理課) 4
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則 (行政管理課) 4
- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則 (行政管理課) 5
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 5

告 示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部を改正する告示 (総務私学課) 6

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務私学課) 6
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令 (総務私学課) 6
- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課) 9
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令 (人事課) 12
- 会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 12
- 感染症医療確保課設置規程 (行政管理課) 12
- 首里城復興課設置規程 (行政管理課) 13
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 14
- 沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 15
- 特命推進課設置規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 17
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 17
- 感染症対策課設置規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 18
- ワクチン接種等戦略課設置規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 18
- 感染防止経営支援課設置規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) 19
- 沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令 (消費・くらし安全課) 19

人事委員会事項

- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 20

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 22

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 24

新型インフルエンザ等対策本部事項

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 29

規 則

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第19号**地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則（平成18年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1号エ中「、次長」を削り、第2号エ中「看護主幹」の次に「、看護師長」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第20号**沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則**

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「看護大学（第154条・第155条）」を「削除」に改める。

第33条第1項の表環境政策課の項中「環境影響評価班 基地環境特別対策室」を「環境影響評価班」に改め、同表環境保全課の項中「水環境・赤土対策班」を「水環境・赤土対策班 基地環境対策班」に改め、同表自然保護課の項中「世界自然遺産推進室」を「希少種・外来種対策班 自然遺産保全班」に改める。

第34条第8号を削る。

第35条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(3) 米軍施設における環境問題に関すること。

第37条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 世界自然遺産の保全管理に関すること。

第49条の2第2号中「看護大学」を「公立大学法人沖縄県立看護大学」に改める。

第59条中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 農作物種苗審議会に関すること。

第75条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づく事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第76条の表文化振興課の項中「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室」に改め、同表交流推進課の項中「世界のウチナーンチュ大会開催準備室」を「第7回世界のウチナーンチュ大会推進室」に改める。

第77条第11号中「通訳案内士、地域限定通訳案内士」を「全国通訳案内士」に、「沖縄特別通訳案内士」を「沖縄県地域通訳案内士」に改める。

第78条第6号中「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改める。

第80条第12号中「開催準備」を「開催」に改める。

第94条の2第2号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第3章第5節の2第1款を次のように改める。

第1款 削除**第154条及び第155条 削除**

第156条第2項の表沖縄県衛生環境研究所の項中「衛生生物班 衛生化学班」を「感染症疫学管理班 衛生科学班」に改める。

第171条の3中第83号を第84号とし、第40号から第82号までを1号ずつ繰り下げ、第39号の次に次の1号を加える。

(40) 農業大学校の移転整備に関すること（北部農林水産振興センターに限る。）。

第241条第2号の表沖縄県農政審議会の項の次に次のように加える。

沖縄県農作物種苗審議会	沖縄県農作物種苗生産条例（令和4年沖縄県条例第18号）の規定に基づき、知見等の提供に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議すること。	農林水産部	糖業農産課
-------------	--	-------	-------

第249条の表保健衛生統括監の項中「並びに感染症の対策等に関する事務」を削り、同項の次に次のように加える。

感染対策統括監	保健医療部	感染症の対策等に関する事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
---------	-------	------------------------------------

第249条の表建築都市統括監の項中「事務」の次に「並びに首里城復興に関する事務」を加え、同表跡地利用推進監の項の次に次のように加える。

基地環境対策監	環境部環境保全課	基地環境対策班の事務を総括する。
生物多様性推進監	環境部自然保護課	希少種・外来種対策及び世界自然遺産の保全管理に関する事務を総括する。

第249条の表中基地環境特別対策室長の項及び世界自然遺産推進室長の項を削り、同表国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長の項中「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室に」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室に」に改め、同表世界のウチナーンチュ大会開催準備室長の項中「世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」を「第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」に、「世界のウチナーンチュ大会開催準備室に」を「第7回世界のウチナーンチュ大会推進室に」に改める。

第250条の表中

企業誘致対策監	東京事務所	企業誘致の推進に関する事務を総括する。	を
学部長	看護大学	学部の事務を掌理する。	
研究科長		研究科の事務を掌理する。	
学生部長		学生部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
事務局長		事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
附属図書館長	看護大学	附属図書館の事務を掌理する。	

企業誘致対策監	東京事務所	企業誘致の推進に関する事務を総括する。	に、
---------	-------	---------------------	----

東京事務所	課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
看護大学	課の事務を処理するとともに、課の事務について事務局長を補佐する。	

東京事務所	課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	に改め、同表主任保健師の項
-------	-----------------------	---------------

中「保健所」の次に「その他必要と認める出先機関」を加える。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第21号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに県立大学の学長の職にある者」を削る。

第8条第1号中「事務局長、」を削る。

第10条第4項中「、下地島空港管理事務所及び沖縄県立看護大学」を「及び下地島空港管理事務所」、
「、副場長又は事務局長」を「又は副場長」に改める。

別表第1中「、館長及び学長」を「及び館長」に改める。

別表第2身体障害者更生相談所長の項の次に次のように加える。

知的障害者 更生相談所 長	1 療育手帳の交付に関すること。
---------------------	------------------

別表第2看護大学長の項を削り、同表保健所長の項委任事項の欄中第37号の24の9を第37号の24の10とし、第37号の24の8を第37号の24の9とし、第37号の24の7を第37号の24の8とし、第37号の24の6を第37号の24の7とし、第37号の24の5を第37号の24の6とし、第37号の24の4を第37号の24の5とし、同号の前に次の1号を加える。

37の24の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項の規定に基づき、申請を受理し、及び決定すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第156号を次のように改める。

156 削除

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第167号から第172号までの規定中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改め、同欄第172号の2から第172号の5までを削り、同欄第174号の2の12中「若しくは特定工事の場所」を削り、同欄第174号の2の14を削り、同欄第174号の2の15を第174号の2の14とし、同欄第174号の20の2及び同欄第174号の45から第174号の46の2までを削り、同欄第174号の44の次に次の2号を加える。

174の45及び174の46 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第12号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる特定粉じん排出等作業については、この規則による改正前の沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則別表第2保健所長の項委任事項の欄第172号の3、第172号の4及び第174号の2の12の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第22号**沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則**

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の2中「保健衛生統括監」の次に「、感染対策統括監」を加え、同項の3中「跡地利用推進監」の次に「、基地環境対策監、生物多様性推進監」を加え、「、基地環境特別対策室長、世界自然遺産推進室長」を削り、「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長、世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長、第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」に改め、同項の4中「、課長（看護大学の課長に限る。）」を削り、同表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第23号**沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（令和3年沖縄県規則第8号）の一部を次のように改正する。

本則中「謝花喜一郎」を「照屋義実」に、「照屋義実」を「池田竹州」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第24号**沖縄県財務規則の一部を改正する規則**

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第39条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「公告」を「告示」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
- (2) 指定をした日
- (3) 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入及び歳入歳出外現金の種類

別表第2中「消防学校
看護大学」を「消防学校」に、「副校長
総務課長」を「副校長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の法第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第39条の2の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第131号

令和元年沖縄県告示第266号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

表沖縄県立看護大学入学試験（一般選抜試験）の項を削る。

訓 令

沖縄県訓令第4号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

感 染 症 対 策 課	保感
ワ ク チ ン 接 種 等 戦 略 課	保ワ

を

「

感 染 症 総 務 課	保感
感 染 症 医 療 確 保 課	保確
ワ ク チ ン ・ 検 査 推 進 課	保ワ

に、

「

都 市 公 園 課	土公
-----------	----

を

「

都 市 公 園 課	土公
首 里 城 復 興 課	土首

に改める。

別表第2看護大学の項を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「定型環自45 緑地保全樹木の解除」を

定型環自45	緑地保全樹木の解除
定型環自46	指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧
定型環自47	指定希少野生動植物種を指定することにつ
定型環自48	指定希少野生動植物種の指定
定型環自49	指定外来種の指定

「第5節 感
 いての公聴会の開催 に、「定型環自46」を「定型環自50」に、「第5節 感染症対策課」を 第6節 感
 第7節 ワ
 」

染症総務課

染症医療確保課 に、「第6節 衛生薬務課」を「第8節 衛生薬務課」に、「第7節 国民健康保険
 クチン・検査推進課」

課」を「第9節 国民健康保険課」に、「第9章 文化観光スポーツ部」を 「第10節 感染防止経営支援
 第9章 文化観光スポーツ部

課」に、「第7節 交流推進課」を 「第7節 交流推進課
 第8節 観光事業者等支援課」に、「第12節 下水道課」を 「第12節
 第13節

首里城復興課
 下水道課」に、「第13節 建築指導課」を「第14節 建築指導課」に、「第14節 住宅課」を「第15

節 住宅課」に、「第15節 施設建築課」を「第16節 施設建築課」に改める。

定型共通4公告文中「過去2箇年」を「過去2か年」に改める。

定型総人1公告文中「について、次のとおり」を「を別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、
 インターネットの利用により」に改め、同定型備考を次のように改める。

備考 この公告は、前年度における人事行政の運営等の状況について、毎年9月30日までに行うものであ
 ること。

定型総財1告示の根拠中「第101条第2項」を「第101条第7項」に改める。

定型総財2告示の根拠中「第101条第5項」を「第101条第7項」に改める。

定型環保7告示文及び定型環保8告示文中「第58条第5項第9号（第10号、第11号）」を「第58条第5項
 第10号（第11号、第12号、第13号）」に改める。

定型環自46を定型環自50とし、定型環自45の次に次の4定型を加える。

定型環自46 指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧

行為の根拠 沖縄県希少野生動植物保護条例第8条第3項

公告の根拠 沖縄県希少野生動植物保護条例第8条第3項

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第8条第1項の規定により指定希少
 野生動植物種を指定する予定であるので、同条第3項の規定により、次のとおり当該種の案を縦覧に
 供する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 指定をしようとする希少野生動植物の種の種名

種名		科名
和名	学名	

備考

2 指定をしようとする理由

3 縦覧場所

4 意見書の提出

(1) 提出期限

(2) 提出先

(3) 記載事項

注 1の備考について必要がない場合は、備考を抹消すること。

定型環自47 指定希少野生動植物種を指定することについての公聴会の開催

行為の根拠 沖縄県希少野生動植物保護条例第8条第5項

公告の根拠 沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則第6条第2項

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第8条第5項の規定により、指定希少野生動植物種の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 日時
- 2 場所
- 3 意見を聴こうとする案件
- 4 その他

定型環自48 指定希少野生動植物種の指定

行為の根拠 沖縄県希少野生動植物保護条例第8条第1項

告示の根拠 沖縄県希少野生動植物保護条例第8条第6項

沖縄県告示第__号

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第8条第1項の規定により、指定希少野生動植物種を次のとおり指定し、令和__年__月__日から施行する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

種名		科名
和名	学名	

備考

注 備考について必要がない場合は、備考を抹消すること。

定型環自49 指定外来種の指定

行為の根拠 沖縄県希少野生動植物保護条例第29条第1項

告示の根拠 沖縄県希少野生動植物保護条例第29条第5項において準用する同条例第8条第6項

沖縄県告示第__号

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第29条第1項の規定により、指定外来種を次のとおり指定し、令和__年__月__日から施行する。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

種名		科名	指定区域
和名	学名		

備考

注 備考について必要がない場合は、備考を抹消すること。

定型農計1告示文中「_____市(町、村)」を削る。

定型商中1公告文中「(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)」を削り、

- | | |
|--|---|
| (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 __時__分から__時__分まで | を |
| (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 __時__分から__時__分まで
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。) | に |

改める。

定型商中3公告文中「(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)」を削り、

- | | |
|--|---|
| (10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで | を |
| (10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。) | に |

改める。

定型商中4公告文、定型商中8公告文及び定型商中10公告文中「(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。)」を削り、

- | | |
|---|---|
| (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで | を |
| (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 __時__分から__時__分まで
変更後 __時__分から__時__分まで
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課(及び市町村担当課)において縦覧に供する。) | に |

改める。

定型土河17行為の根拠中「第14条第1項」を「第14条第2項」に改め、同定型公告の根拠中「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「第2条」を「第3条」に改め、同定型公告文中「第14条第1項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「並びに県立大学の学長」を削る。

第8条第3項中「人事課長」を「総務部長」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式 (第9条、第12条、第13条関係)

出勤簿

年		発令年月日																											
		月 日																											
		整理欄																											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	出勤	出張	研修	年休	公傷	療養	病休	生休	産休	慶弔					
押印																													
記入事項																													
日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31													
押印																													
記入事項																													
月																													

年		発令年月日																											
		月 日																											
		整理欄																											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	出勤	出張	研修	年休	公傷	療養	病休	生休	産休	慶弔					
押印																													
記入事項																													
日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31													
押印																													
記入事項																													
月																													

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第7号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「保健衛生統括監」の次に「、感染対策統括監」を加え、同表注4中「跡地利用推進監」の次に「、基地環境対策監、生物多様性推進監」を加え、同表注9中「、課長（看護大学に限る。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第8号

知 事 部 局
労働委員会事務局

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程（令和2年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 沖縄県災害時小児周産期リエゾン

第3条の表中国在留邦人等帰国者支援相談員の項の次に次のように加える。

生活保護業務巡回支援員	行政職給料表	2級
-------------	--------	----

第3条の表待機児童対策特別事業指導員の項中「待機児童対策特別事業指導員」を「認可外保育施設立入調査員」に改め、同表生活指導保育専門員の項の次に次のように加える。

計量業務補助員	行政職給料表	1級
---------	--------	----

第3条の表県立看護大学看護教育支援専門員の項から県立看護大学法人化支援専門員の項までを削り、同表ひきこもり相談支援専門員の項の次に次のように加える。

自立支援医療業務等専門員	行政職給料表	1級
--------------	--------	----

第3条の表特殊病害虫一般防除員の項、家畜防疫員の項、森林保全巡視指導員の項、県外求人開拓推進員の項及び広域スポーツセンター専任指導者の項を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第9号

知 事 部 局

感染症医療確保課設置規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染症医療確保課設置規程

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係る医療提供体制の確保等に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、保健医療部に感染症医療確保課（以下「課」という。）を置く。

2 課に宿泊・待機施設班、医療体制確保班及び患者管理班を置く。

(所掌事務)

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(職制及び職務)

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、沖縄県行政組織規則第249条の規定を準用する。

(専決及び代理決裁)

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）第8条の規定の例により専決することができる。

2 班長は、沖縄県事務決裁規程第9条第1項の規定の例により専決することができる。

3 課長が専決することができる事項のうち、沖縄県事務決裁規程第13条第1項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長が代理決裁をすることができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局

首里城復興課設置規程を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

首里城復興課設置規程

(設置)

第1条 首里城の復興に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、土木建築部に首里城復興課（以下「課」という。）を置く。

2 課に企画班、復興推進班及び復元整備班を置く。

(所掌事務)

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 首里城の復興に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

(2) 都市計画に係る公園事業の整備計画及び推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、首里城の復興に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

(職制及び職務)

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、沖縄県行政組織規則第249条の規定を準用する。

(専決及び代理決裁)

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）第8条の規定の例により専決することができる。

2 班長は、沖縄県事務決裁規程第9条第1項の規定の例により専決することができる。

3 課長が専決することができる事項のうち、沖縄県事務決裁規程第13条第1項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長が代理決裁をすることができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条中第33号を第34号とし、第21号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(2) 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年沖縄県条例第36号）の規定に基づき、知事等又は職員の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせること。

第13条の次に次の1条を加える。

（代理決裁をすることができる者が不在の場合の決裁）

第13条の2 災害その他やむを得ない事情により、専決者及び代理決裁をすることができる者が不在の場合において、緊急やむを得ないと認められるときは、専決者の上司が決裁するものとする。

第15条ただし書中「するもの」の次に「又は災害その他やむを得ない事情により部長等、統括監及び課長が不在の場合において、緊急やむを得ないと認められるもの」を加える。

別表第1中「保健衛生統括監」を「保健衛生統括監
感染対策統括監」に改める。

別表第2中「跡地利用推進監」を「跡地利用推進監
基地環境対策監」に改める。

別表第2の2中「財政企画監」を「財政企画監
生物多様性推進監」に改める。

別表第2の3中「公共交通推進室長
基地環境特別対策室長
世界自然遺産推進室長」を「公共交通推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭
世界のウチナーンチュ大会開催

準備室長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長
準備室長」を「第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」に改める。

別表第3企画部の表地域・離島課の項知事決裁事項の欄第3号を次のように改める。

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針を定めること。

別表第3企画部の表地域・離島課の項部長等専決事項の欄第2号を次のように改める。

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展計画を定め、主務大臣に提出すること。

別表第3企画部の表地域・離島課の項統括監専決事項の欄第3号及び第4号を次のように改める。

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、市町村が定める過疎地域持続的発展計画について協議を受けること。

4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展計画を変更し、主務大臣に提出すること（軽微な変更を除く。）。

別表第3環境部の表環境保全課の項統括監専決事項の欄第6号中「第27条第4項」を「第27条第3項」に改める。

別表第3商工労働部の表企業立地推進課の項統括監専決事項の欄中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

別表第3文化観光スポーツ部の表観光政策課の項統括監専決事項の欄第3号中「第7条第5項」の次に「及び旅行業法施行令第5条第1項」を加え、同欄第4号中「第19条又は」を「第19条及び」に改め、同欄

第5号中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に改め、同欄第6号から第10号までを次のように改める。

- 6 通訳案内士法第25条の規定に基づき、全国通訳案内士の登録を取り消し、又は名称の使用の停止を命ずること。
- 7 通訳案内士法第26条の規定に基づき、全国通訳案内士の登録を消除すること。
- 8 通訳案内士法第57条において準用する同法第21条第1項の規定に基づき、地域通訳案内士の登録を拒否すること。
- 9 通訳案内士法第57条において準用する同法第25条の規定に基づき、地域通訳案内士の登録を取り消し、又は名称の使用の停止を命ずること。
- 10 通訳案内士法第57条において準用する同法第26条の規定に基づき、地域通訳案内士の登録を消除すること。

別表第3 土木建築部の表河川課の項部長等専決事項の欄第10号中「第14条第1項」を「第14条第2項」に改め、同欄第11号中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第12号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

子ども生活福祉部	中国残留邦人等帰国者支援相談員	中国残留邦人等帰国者に対する支援給付等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	中国残留邦人等帰国者支援相談員	中国残留邦人等帰国者に対する支援給付等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	生活保護業務巡回支援員	巡回等による県内の全ての福祉事務所に対する支援に関する補助的又は定型的な業務	
待機児童対策特別事業指導員	を	認可外保育施設立入調査員	に、
子ども生活福祉部	生活指導保育専門員	一時保護が行われた小学校就学前の子どもの生活指導及び保育に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	生活指導保育専門員	一時保護が行われた小学校就学前の子どもの生活指導及び保育に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	計量業務補助員	計量法に基づく検査、検定、立入調査等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	依存症相談員	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の相談への対応及び支援に関する補助的又は定型的な業務	を

保健医療部	依存症相談員	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の相談への対応及び支援に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	沖縄県災害時小児周産期リエゾン	災害時の小児・周産期医療の提供に係る助言及び調整に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	廃棄物監視指導員	廃棄物の不適正な処理及び不法投棄の調査、監視及び指導、関係機関との連絡等に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	県立看護大学看護教育支援専門員	学生への技術的指導等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	県立看護大学保健業務専門員	学生及び職員の健康管理等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	県立看護大学図書業務専門員	図書関係の収集、整理、閲覧、貸出、展示等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	県立看護大学特任教授	専門の領域における教育及び研究に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	県立看護大学法人化支援専門員	大学の法人化に向けた作業に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	県立看護大学非常勤講師	学生に対する講義等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	廃棄物監視指導員	廃棄物の不適正な処理及び不法投棄の調査、監視及び指導、関係機関との連絡等に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	ひきこもり相談支援専門員	ひきこもり者本人又は家族等からの相談及び訪問支援に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	ひきこもり相談支援専門員	ひきこもり者本人又は家族等からの相談及び訪問支援に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	自立支援医療業務等専門員	自立支援医療（精神通院医療に限る。）及び精神障害者保健福祉手帳に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	保健衛生相談員	学生に対する保健衛生相談業務に関する補助的又は定型的な業務	を
農林水産部	特殊病害虫一般防除員	移動制限植物の検査、消毒等に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	保健衛生相談員	学生に対する保健衛生相談業務に関する補助的又は定型的な業務	に、
農林水産部	家畜衛生業務非常勤獣医師	監視伝染病の発生の予察のための検査及び研究並びに家畜の能力及び体型の改良に関する補助的又は定型的な業務	

農林水産部	家畜防疫員	豚熱ワクチン接種及び免疫付与検査等に関する補助的又は定型的な業務	を
農林水産部	森林保全巡視指導員	立木の伐採等の許可の有無の確認、山火事の発生の防止等に関する補助的又は定型的な業務	
「			
農林水産部	家畜衛生業務非常勤獣医師	監視伝染病の発生の予察のための検査及び研究並びに家畜の能力及び体型の改良に関する補助的又は定型的な業務	に、
」			
「			
商工労働部	企業誘致推進員	企業訪問、誘致企業との折衝、企業情報の収集及び調査等に関する補助的又は定型的な業務	を
商工労働部	県外求人開拓推進員	県外就職者の求人開拓、求人情報の収集、定着指導等に関する補助的又は定型的な業務	
」			
「			
商工労働部	企業誘致推進員	企業訪問、誘致企業との折衝、企業情報の収集及び調査等に関する補助的又は定型的な業務	に、
」			
「			
文化観光スポーツ部	空手関係普及業務補助員	空手道・古武道に係る普及事業の調査及び策定並びにボランティア活動への支援等に関する補助的又は定型的な業務	を
文化観光スポーツ部	広域スポーツセンター専任指導者	総合型地域スポーツクラブの設立及び運営に関する指導、助言等に関する補助的又は定型的な業務	
」			
「			
文化観光スポーツ部	空手関係普及業務補助員	空手道・古武道に係る普及事業の調査及び策定並びにボランティア活動への支援等に関する補助的又は定型的な業務	に改
」			

める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

特命推進課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

特命推進課設置規程の一部を改正する訓令

特命推進課設置規程（令和2年沖縄県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「首里城の復旧及び復興に関する事務その他の」を削る。

第2条中「次のとおり」を「知事の特命事項の調整及び処理に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条各号を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程（令和3年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を削り、同条第2号ア中「総務部」を「企画部」に改め、同号を同条第1号とし、同条に次の1号を加える。

(2) 副知事池田竹州の担任する事項

ア 知事公室に関する事項

イ 総務部に関する事項

ウ 子ども生活福祉部に関する事項

エ 保健医療部に関する事項

オ 土木建築部に関する事項

カ 病院事業局に関する事項

キ 知事以外の執行機関（教育委員会を除く。）との連絡調整に関する事項

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

知 事 部 局

感染症対策課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染症対策課設置規程の一部を改正する訓令

感染症対策課設置規程（令和3年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

感染症総務課設置規程

第1条第1項中「に係る医療提供体制の整備等」を「対策の総括等」に、「感染症対策課」を「感染症総務課」に改め、同条第2項中「医療体制整備班、患者管理班及び宿泊療養施設班」を「総括調査班及び指導認証班」に改める。

第2条第1号中「に係る医療提供体制の整備」を「対策の総括」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策認証制度に関すること。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく事務に関すること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

知 事 部 局

ワクチン接種等戦略課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

ワクチン接種等戦略課設置規程の一部を改正する訓令

ワクチン接種等戦略課設置規程（令和3年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ワクチン・検査推進課設置規程

第1条第1項中「ワクチン接種等戦略課」を「ワクチン・検査推進課」に改め、同条第2項中「総務班、対策支援班及び予防班」を「感染症予防班、ワクチン班及び検査・支援班」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第17号

知 事 部 局

感染防止経営支援課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染防止経営支援課設置規程の一部を改正する訓令

感染防止経営支援課設置規程（令和3年沖縄県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「支援推進班」を「管理班及び支給班」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第18号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県警察本部訓令第4号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 金 城 弘 昌
沖 縄 県 警 察 本 部 長 日 下 真 一

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程（平成18年沖縄県訓令第74号・沖縄県教育委員会教育長訓令第9号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「商工労働部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長
商工労働部マーケティング戦略推進課長」に、「教育庁生涯

学習振興課長」を「教育庁生涯学習振興課長
警察本部生活安全部生活安全企画課長」に、「警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課
警察本部生活安全部少年課長」

長」を「警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長
警察本部刑事部組織犯罪対策課長」に改める。

別表第2中「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉推進班班長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉
介護課高齢化対策・介護人材班班長」に、「商工労働部産業政策課産業基盤班班長」を「商工労働部産業政

策課産業基盤班班長
マーケティング戦略推進課マーケティング戦略推進班班長」に、「教育庁生涯学習振興課生涯学習班班長」を「教
育庁生涯学習振興課生涯学習班班長」を「警
察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐」に、「警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課課長補佐」を
察本部生活安全部少年課課長補佐」に改める。

「警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課課長補佐
警察本部刑事部組織犯罪対策課課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会事項

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第13号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「保健衛生統括監」の次に「、感染対策統括監」を加える。

第10条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第1号中「教授、准教授、」を削る。

別表第1アの表4級の項及び5級の項中「副校長 課長(大学の課長に限る。)」を「副校長」に、「秘書室長」を「秘書室長 議会史編さん準備室長」に改め、同表6級の項中「跡地利用推進監」を「跡地利用推進監 基地環境対策監 生物多様性推進監」に、「公共交通推進室長 基地環境特別対策室長 世界自然遺産推進室長」を「公共交通推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長」に、「世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」を「第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」に改め、同表7級の項中「跡地利用推進監」を「跡地利用推進監 基地環境対策監 生物多様性推進監」に、「公共交通推進室長 基地環境特別対策室長 世界自然遺産推進室長」を「公共交通推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長」に、「世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」を「第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」に、

「

労働委員会事務局	審査監
----------	-----

」を

「

労働委員会事務局	審査監
公安委員会	次席 監査室長 首席術科師範 調査官 交通 管制官

」に改め、同表8級の

項中「所長(宮古事務所、八重山事務所、那覇県税事務所、中部保健所、南部保健所、農林水産振興センター、農業研究センター及び土木事務所(宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。))の所長に限る。) 事務局長」を「所長(宮古事務所、八重山事務所、那覇県税事務所、中部保健所、南部保健所、農林水産振興センター、農業研究センター及び土木事務所(宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。))の所長に限る。)」に改め、別表第1カの表4級の項中「保健衛生統括監」を「保健衛生統括監 感染対策統括監」に改める。

別表第2中エを削り、オをエとし、カからコマまでをオからケまでとする。

別表第6中エを削り、オをエとし、カからコマまでをオからケまでとする。

別表第7中エを削り、オをエとし、カからコマまでをオからケまでとする。

別表第7の2中エを削り、オをエとし、カからコマまでをオからケまでとする。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「からオまで」を「からエまで」に改め、同号中エを削り、同号オ中「からエまで」を「からウまで」に改め、同号オを同号エとする。

別表第1項の表2種の項中「保健衛生統括監」を「保健衛生統括監 感染対策統括監」に、「土木事務所（北部土木事務所、中部土木事務所及び南部土木事務所に限る。）の所長 県立看護大学の事務局長」を「土木事務所（北部土木事務所、中部土木事務所及び南部土木事務所に限る。）の所長」に改め、同表3種の項中「課長（県立看護大学の課長を除く。）」を「課長」に、「職業能力開発校の校長 県立看護大学の学部長、学生部長及び附属図書館長」を「職業能力開発校の校長」に改め、同表4種の項中「跡地利用推進監」を「跡地利用推進監 基地環境対策監 生物多様性推進監」に、「公共交通推進室長 基地環境特別対策室長 世界自然遺産推進室長」を「公共交通推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長」に、「世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」を「第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」に改める。

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第4条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育職給料表(1)の項を削り、同表備考第1号中「保健衛生統括監」を「保健衛生統括監、感染対策統括監」に改める。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第5条 給料等の支給に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則23号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「第7条の2第2項」を「第7条の2」に改める。

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第6条 給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 県立看護大学の項を削り、児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所	(1) 児童と起居を共にする児童指導員及び保育士	2
	(2) 保健師	1.5
	(3) 一時保護施設の児童の保育又は指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士 (4) 一時保護施設の児童の保育又は指導に従事することを本務とする班長	1

別表第1 衛生環境研究所の項中「衛生生物班」を「感染症疫学管理班」に、「病原微生物、病害虫、衛生動物及びハブ」を「病原微生物」に、「衛生化学班」を「衛生科学班」に、「保健化学」を「保健化学、病害虫、衛生動物及びハブ」に、

「	(4) 企画管理班に勤務する研究員及び技師 (5) 環境科学班に勤務し、赤土に関する業務に従事することを本務とする研究員及び技師 (6) 班長	1	を
---	---	---	---

「	(4) 企画管理班に勤務する研究員及び技師 (5) 感染症疫学管理班に勤務し、感染症の疫学情報に関する業務に従事することを本務とする研究員及び技師 (6) 環境科学班に勤務し、赤土に関する業務に従事することを本務とする研究員及び技師 (7) 班長	1	に改める。
---	--	---	-------

別表第2 中エを削り、オをエとし、カからコまでをオからケまでとする。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第7条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「保健衛生統括監」を「保健衛生統括監 感染対策統括監」に、「跡地利用推進監」を「跡地利用推進監 基地環境対策監 生物多様性推進監」に、「公共交通推進室長 基地環境特別対策室長 世界自然遺産推進室長」を「公共交通推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長 世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」を「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長 第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」に、

「	平和祈念資料館	館長 分館長 総務班の班長	を
		看護大学	

「	平和祈念資料館	館長 分館長 総務班の班長	に改める。
---	---------	---------------	-------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2子ども生活福祉部の項中

「	4 災害派遣福祉チームに関する事	を
---	------------------	---

「	4 災害派遣福祉チームに関する事 5 ボランティア総合窓口の設置に関する事	に、
---	--	----

「	4 災害時における消費生活の総合調整に関する事 5 ボランティア総合窓口の設置に関する事 6 避難所等の総合対策に関する事 7 生活再建支援に関する事 8 災害時における交通安全対策に関する事	を
---	--	---

「	4 災害時における消費生活の総合調整に関する事 5 避難所等の総合対策に関する事 6 生活再建支援に関する事 7 災害時における交通安全対策に関する事	に改め、
---	--	------

同表保健医療部の項中

「	感染症対策班 班長 感染症対策課長	災害時における感染症対策に関する事	を
---	----------------------	-------------------	---

「	感染症総務班 班長 感染症総務課長	災害時における感染症対策に関する事
---	----------------------	-------------------

感染症医療確保班 班長 感染症医療確保課長	災害時における感染症対策に関すること。	に改め、
ワクチン・検査推進班 班長 ワクチン・検査推進課長	災害時における感染症対策に関すること。	

同表商工労働部の項中「LPガス等の調達の調整」を「電力・ガス・石油等の確保」に、

労働政策班 班長 労働政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進に関すること。 2 災害時における中小企業の労働対策に関すること。 3 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。 4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。 	を
--------------------	--	---

労働政策班 班長 労働政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進に関すること。 2 災害時における中小企業の労働対策に関すること。 3 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。 4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。 	に改
感染防止経営支援班 班長 感染防止経営支援課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

め、同表文化観光スポーツ部の項中

交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。	を
--------------------	---------------------------------------	---

交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。	に改
観光事業者等支援班 班長 観光事業者等支援課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

め、同表土木建築部の項中

都市公園班 班長 都市公園課長	都市公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。	を
--------------------	--------------------------	---

都市公園班 班長 都市公園課長	都市公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。	に改め、
首里城復興班 班長 首里城復興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

同表病院事業部の項中

病院事業部	病院事業総務班 班長 病院事業総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害時における医療及び助産に関すること。 	を
	病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。	

病院事業部	病院事業総務班 班長 病院事業総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所管の被害状況の総括に関する事 3 所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関する事 4 災害時における医療及び助産に関する事。	に改
	病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
	病院事業企画班 班長 病院事業企画課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	

める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県国民保護対策本部長
 沖縄県知事 玉 城 康 裕
 沖縄県緊急対処事態対策本部長
 沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2知事公室部の項中

「	辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	を
	「	辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	
	特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	

同表企画部の項中「土地対策班」を「県土・跡地利用対策班」に、「土地対策課長」を「県土・跡地利用対策課長」に、

「	科学技術振興班 班長 科学技術振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	を
「	科学技術振興班 班長 科学技術振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	に、「総合情
	デジタル社会推進班	部内各班又は他部の応援に関する事。	

班長 デジタル社会推進 課長		
報政策班」を「情報基盤整備班」に、「総合情報政策課長」を「情報基盤整備課長」に改め、同表子ども生活福祉部の項中		
子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所管の被災情報等の総括に関する事 3 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事 4 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する事 5 生活福祉資金の貸付けに関する事	を
子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所管の被災情報等の総括に関する事 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する事 4 生活福祉資金の貸付けに関する事 5 ボランティア総合窓口に関する事	に、
保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事	
	5 ボランティア総合窓口に関する事 6 避難所等の総合対策に関する事 7 生活再建支援に関する事 8 武力攻撃災害時における交通安全対策に関する事	を
	5 避難所等の総合対策に関する事 6 生活再建支援に関する事 7 武力攻撃災害時における交通安全対策に関する事	に、「平和援
護・男女参画班」を「女性力・平和推進班」に、「平和援護・男女参画課長」を「女性力・平和推進課長」に改め、同表保健医療部の項中		
地域保健班 班長 地域保健課長	1 感染症対策に関する事 2 保健衛生対策に関する事 3 災害派遣精神医療チームに関する事 4 武力攻撃災害時における助産に関する事	を
地域保健課班 班長 地域保健課長	1 保健衛生対策に関する事 2 災害派遣精神医療チームに関する事 3 武力攻撃災害時における助産に関する事	
感染症総務班 班長 感染症総務課長	武力攻撃災害時における感染症対策に関する事	
感染症医療確保班 班長 感染症医療確保課長	武力攻撃災害時における感染症対策に関する事	に改め、同表
ワクチン・検査推進班 班長 ワクチン・検査推進課長	武力攻撃災害時における感染症対策に関する事	
商工労働部の項中「LPガス等の調達の調整」を「電力・ガス・石油等の確保」に、		
アジア経済戦略班	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に	

班長 アジア経済戦略課 長	関すること。	を
「 アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課 長	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に 関すること。	に、
マーケティング戦略推進班 班長 マーケティング戦 略推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
「 労働政策班 班長 労働政策課長	1 武力攻撃災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進 に 関すること。 2 武力攻撃災害時における中小企業の労働対策に 関すること。 3 応急の復旧対策に要する労働力の確保に 関すること。 4 武力攻撃災害時における職業訓練生等の安全衛生に 関すること。	を
「 労働政策班 班長 労働政策課長	1 武力攻撃災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進 に 関すること。 2 武力攻撃災害時における中小企業の労働対策に 関すること。 3 応急の復旧対策に要する労働力の確保に 関すること。 4 武力攻撃災害時における職業訓練生等の安全衛生に 関すること。	に改
感染防止経営支援班 班長 感染防止経営支援 課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
め、同表文化観光スポーツ部の項中		
「 交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に 関すること。	を
「 交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に 関すること。	に改
観光事業者等支援班 班長 観光事業者等支援 課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
め、同表土木建築部の項中		
「 都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノ レール課長	1 都市施設の応急の復旧対策及び被害調査に 関すること。 2 都市モノレールの状況把握及び緊急輸送に係る連絡調 整に 関すること。	を
「 都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノ レール課長	1 都市施設の応急の復旧対策及び被害調査に 関すること。 2 都市モノレールの状況把握及び緊急輸送に係る連絡調 整に 関すること。	に改め、同表
都市公園班 班長 都市公園課長	都市公園の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策並 び に被害調査に 関すること。	

首里城復興班 班長 首里城復興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
----------------------	--------------------

企業部の項中

企業総務班 班長 企業局総務企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。
-----------------------	--

を

企業総務班 班長 企業局総務企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。
-----------------------	--

に改め、同表

経理班 班長 経理班長	部内各班又は他部の応援に関すること。
----------------	--------------------

病院事業部の項を次のように改める。

病院事業部	病院事業総務班 班長 病院事業総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 所管の医療施設の保全対策及び被害調査に関すること。 4 武力攻撃災害時の医療及び助産に関すること。 5 入院患者等の避難対策に関すること。
	病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	病院事業企画班 班長 病院事業企画課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

総括班 班長 北部土木事務所長 生活福祉班 班長 北部福祉事務所長 医療衛生班 班長 北部保健所長 県立病院班 班長 県立北部病院長 土木建築班 班長 北部土木事務所長 農林水産班 班長 北部農林水産振興センター所長 応援班 班長 名護県税事務所長

総括班 班長 北部土木事務所業務総括 情報班 班長 名護県税事務所長 生活福祉班 班長 北部福祉事務所長 医療衛生班 班長 北部保健所長 県立病院班 班長 県立北部病院長 土木建築班 班長 北部土木事務所長 農林水産班 班長 北部農林水産振興センター 農林水産整備課長
--

総括班 班長 中部土木事務所長 生活福祉班 班長 中部福祉事務所長 医療衛生班 班長 中部保健所長 県立病院班 班長 県立中部病院長 土木建築班 班長 中部土木事務所長 農林水産班 班長 中部農林土木事務所長 応援班 班長 コザ県税事務所長

総括班 班長 中部土木事務所業務総括 情報班 班長 コザ県税事務所長 生活福祉班 班長 中部福祉事務所長 医療衛生班 班長 中部保健所長 県立病院班 班長 県立中部病院長 土木建築班 班長 中部土木事務所長 農林水産班 班長 中部農林土木事務所長
--

別表第4中

総括班
 班長 南部土木事務所長
 生活福祉班
 班長 南部福祉事務所長
 医療衛生班
 班長 南部保健所長
 県立病院班
 班長 県立南部医療センター・こども医療センター院長
 土木建築班
 班長 南部土木事務所長
 農林水産班
 班長 南部農林土木事務所長
 応援班
 班長 那覇県税事務所長

総括班
 班長 宮古事務所総務課長
 生活福祉班
 班長 宮古福祉事務所長
 医療衛生班
 班長 宮古保健所長
 県立病院班
 班長 県立宮古病院長
 土木建築班
 班長 宮古土木事務所長
 農林水産班
 班長 宮古農林水産振興センター所長
 応援班
 班長 宮古事務所県税課長

総括班
 班長 八重山事務所総務課長
 生活福祉班
 班長 八重山福祉事務所長
 医療衛生班
 班長 八重山保健所長
 県立病院班
 班長 県立八重山病院長
 土木建築班
 班長 八重山土木事務所長
 農林水産班
 班長 八重山農林水産振興センター所長
 応援班
 班長 八重山事務所県税課長

を

総括班
 班長 南部土木事務所業務総括情報班
 班長 那覇県税事務所長
 生活福祉班
 班長 南部福祉事務所長
 医療衛生班
 班長 南部保健所長
 県立病院班
 班長 県立南部医療センター・こども医療センター院長
 土木建築班
 班長 南部土木事務所長
 農林水産班
 班長 南部農林土木事務所長

総括班
 班長 宮古事務所総務課長
 情報班
 班長 宮古事務所県税課長
 生活福祉班
 班長 宮古福祉事務所長
 医療衛生班
 班長 宮古保健所長
 県立病院班
 班長 県立宮古病院長
 土木建築班
 班長 宮古土木事務所長
 農林水産班
 班長 宮古農林水産振興センター所長

総括班
 班長 八重山事務所総務課長
 情報班
 班長 八重山事務所県税課長
 生活福祉班
 班長 八重山福祉事務所長
 医療衛生班
 班長 八重山保健所長
 県立病院班
 班長 県立八重山病院長
 土木建築班
 班長 八重山土木事務所長
 農林水産班
 班長 八重山農林水産振興センター所長

に改める。

別表第5 総括班の項の次に次のように加える。

情報班	被害情報の収集に関すること。
-----	----------------

別表第5 応援班の項を削る。

別表第6中

総括情報部
 ・総括情報班 (防災危機管理課)
 ・連絡調整班 (秘書課)

を

総括情報部
 ・総括班 (防災危機管理課)

に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長
沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総括情報部の項中「保健衛生統括監」を「感染対策統括監」に改める。

別表第2 総括情報部の項中

<p>総括情報班 班長 感染症対策課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議の開催に関する事。 3 法第24条第1項の規定による総合調整に関する事。 4 法第24条第3項の規定による職員の派遣を求める事。 5 法第24条第4項の規定による政府対策本部長への要請に関する事。 6 法第24条第5項の規定による政府対策本部長に必要な情報の提供を求める事。 7 法第24条第6項の規定による関係機関に報告又は資料の提出を求める事。 8 法第24条第7項の規定による県警察又は教育委員会に必要な措置を講ずるよう求める事。 9 法第24条第8項の規定による指定行政機関（法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。）の長又は指定地方行政機関の長に対する要請に関する事。 10 法第24条第9項の規定による公私の団体又は個人に対する協力の要請に関する事。 11 政府対策本部等との連絡調整に関する事。 12 地方本部との連絡調整に関する事。 13 各部の分掌事務の調整に関する事。 14 対策本部の庶務に関する事。 15 行動計画の見直しに関する事。 16 市町村への指導、助言、応援及び指示に関する事。 17 新型インフルエンザ等に係る情報提供及び記者発表に関する事。 18 指定地方公共機関（法第2条第7号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の指定に関する事。 19 県民等のコールセンター設置に関する事。 20 医療関係者に対する医療及び特定接種の実施に関する要請等に関する事。 21 広域応援要請に関する事。 22 法第45条の規定による住民及び施設管理者等に対する要請等に関する事。 23 特定物資の確保に関する事。 24 法第69条第3項の規定による市町村が支弁する費用の負担に関する事。 25 臨時の医療施設の設置に関する事。 26 感染症指定医療機関等の支援に関する事。 27 新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因調査に関する事。 28 法第46条第5項の規定による市町村が実施する予防接種への協力に関する事。 29 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。
-----------------------------	---

を

<p>総括情報班 班長 感染症総務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議の開催に関する事。
-----------------------------	--

	<ol style="list-style-type: none"> 3 政府対策本部等との連絡調整に関する事。 4 地方本部との連絡調整に関する事。 5 各部の分掌事務の調整に関する事。 6 対策本部の庶務に関する事。 7 行動計画の見直しに関する事。 8 市町村への助言及び応援に関する事（ワクチン接種体制の構築に係ることを除く。）。 9 新型インフルエンザ等に係る情報提供及び記者発表に関する事。 10 県民等のコールセンター設置に関する事（ワクチン接種に係ることを除く。）。 11 広域応援要請に関する事。 12 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。 	
感染症医療確保班 班長 感染症医療確保課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療関係者に対する医療の実施に関する要請等に関する事。 2 特定物資の確保に関する事。 3 臨時の医療施設の設置に関する事。 4 感染症指定医療機関等の支援に関する事。 5 新型インフルエンザ等の患者に係る搬送及び療養の管理等に関する事。 	に改
ワクチン・検査推進班 班長 ワクチン・検査推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種体制の構築に係る市町村に対する助言及び応援に関する事。 2 ワクチン接種に係る県民等のコールセンター設置に関する事。 3 医療関係者に対する特定接種の実施に関する要請等に関する事。 4 法第69条第3項の規定による市町村が支弁する費用の負担に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因調査に関する事。 6 法第46条第5項の規定による市町村が実施する予防接種への協力に関する事。 7 新型インフルエンザ等の検査の実施に関する事。 	

め、同表保健医療部の項中

感染症対策班 班長 感染症対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び保管に関する事。 2 医療機関の施設及び設備の整備に関する事。 3 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関する事。 	
衛生薬務班 班長 衛生薬務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 興行場及び旅館業に対する指導に関する事。 2 埋葬及び火葬の特例等に関する事。 3 水道事業の事業継続支援に関する事。 4 食鳥処理施設における鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関する事。 5 指定地方公共機関（医薬品等製造販売業及び医薬品等販売業関係）の事業継続支援に関する事。 6 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整に関する事。 7 医薬品、医療機器又は衛生材料の備蓄、調達及び配分に関する事。 	を
感染症医療確保班 班長 感染症医療確保課長	医療機関の施設及び設備の整備に関する事。	
ワクチン・検査推進班 班長 ワクチン・検査推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 抗インフルエンザ等ウイルス薬の備蓄及び保管に関する事。 2 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関する事。 	
衛生薬務班 班長 衛生薬務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 興行場及び旅館業に対する指導に関する事。 2 埋葬及び火葬の特例等に関する事。 3 水道事業の事業継続支援に関する事。 	に改

	4 食鳥処理施設における鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関すること。 5 指定地方公共機関（医薬品等製造販売業及び医薬品等販売業関係）の事業継続支援に関すること。 6 抗インフルエンザ等ウイルス薬、医薬品、医療機器又は衛生材料の流通調整に関すること。 7 医療資材の調達及び配分に関する応援に関すること。		
め、同表商工労働部の項中			
「	労働政策班 班長 労働政策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	を
「	労働政策班 班長 労働政策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	に改
	感染防止経営支援班 班長 感染防止経営支援課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
め、同表文化観光スポーツ部の項中			
「	交流推進班 班長 交流推進課長	外国人在住者への感染予防及びまん延防止の情報提供に関すること。	を
「	交流推進班 班長 交流推進課長	外国人在住者への感染予防及びまん延防止の情報提供に関すること。	に改
	観光事業者等支援班 班長 観光事業者等支援課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
め、同表土木建築部の項中			
「	都市公園班 班長 都市公園課長	都市公園における感染予防及びまん延防止の情報提供に関すること。	を
「	都市公園班 班長 都市公園課長	都市公園における感染予防及びまん延防止の情報提供に関すること。	に改
	首里城復興班 班長 首里城復興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
め、同表出納部の項中			
「	1 特定物資等の出納、保管及び管理に関すること。 2 特定物資等購入品の検収に関すること。	を	「 1 特定物資等の出納、保管及 2 特定物資等購入品の検収に 3 部内各班又は他部の応援に
	び管理に関すること。 関すること。 関すること。	に改め、同表病院事業部の項中	
「	病院事業総務班 班長 病院事業総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関すること。 4 県立病院における医療提供体制確保に関すること。	を

病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	に改
病院事業総務班 班長 病院事業総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関する事。	
病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
病院事業企画班 班長 病院事業企画課長	県立病院における医療提供体制確保に関する事。	

める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
--	---